

「地域密着型 I T 人材育成プログラム運営業務」企画コンペに関する質問回答について

令和3年6月17日

No.	該当頁 該当箇所	質問内容	回答
1	仕様書 2頁 4(2)	受講者と企業に向けた SNS, メディア等を活用した効果的な広報・周知について広告費は経費として使えるか。	広告費は経費として使えます。
2	仕様書 3頁 7(1)	提案書の提出時の体裁ですが、A4サイズのホチキス綴じでよろしいでしょうか？以前ですとバインダー等に綴じておりましたが、エコの観点もあり、最近は自粛しております。	問題ありません。
3	仕様書 3頁 7(1)	関与する人件費も負担可能か？自社内の社員の人件費○時間を計上可能か。	計上可能です。
4	仕様書 3頁 7(1)	講師料は講師個人でなく、講師を派遣する会社に払う場合でもよいか？	問題ありません。
5	仕様書 3頁 7(1)	学習意欲を高めるためになんらかの報奨金を与えることは許されるか、例えばコンテストのようなものを実施して賞金を出すことは当事業の中で可能か。	不可です。
6	実施要領 4頁 8(5)	プレゼンのプロジェクト等は HDMI 対応しているか。	HDMI に対応しています。
7	実施要領 5頁 9(2)	契約保証金 返還時期は当事業終了後、つまり令和4年3月末以降か。	ご認識のとおり3月末以降です。
8	—	昨年の実績は？受講時間や受講、就職した人数、反省点は。	受講時間：60～160時間（知識・技術の習得に関する講座の時間） 受講人数：57名 就職した人数：11名 反省点：県内企業の人材ニーズの把握、ニーズに応じたプログラムの提供、企業・受講生への情報発信

9	—	複数社のコラボで参加できるか。 (JV)	不可です。 ただし、受託者が業務の一部を県が認める範囲で再委託することは可能です。
10	—	専門性の強い部分もあるので再委託をおこなうことは可能か。	県が認める範囲で可能です。
11	—	再委託が可能な場合、企画提案書には具体的委託先を記載すべきか？あるいは記載しないほうがよいか。	事業の遂行が可能かどうかの判断材料にもなるため、記載してください。